

Eマーク認証の申請について

1 富山県地域特産品認証制度とは？

富山県産の優れた農林水産物を使った加工食品に、認証マーク（Eマーク）を付ける制度です。一定の基準（使用原材料や製造方法等）を満たした商品に、Eマークを付けることによって、商品の付加価値を高め、販路の開拓や取引の円滑化に役立てるものです。

2 対象品目

農産物	米菓、かんもち、生もち、清酒、かぶら寿し、農産物漬物、食用植物油脂類、干柿、ジャム類、豆腐、油揚げ、米みそ、お茶類、パン類、乾めん類、ワイン、豆菓子、果実・野菜飲料、煮豆、乾燥野菜・果実類、焼き菓子、ます寿し、調味みそ、柿酢・柿酢調味料、五平餅、炊飯加工品
畜産物	ロースハム、ポークソーセージ、焼豚、アイスクリーム類、豚肉餃子、加熱たまご、プリン、ナチュラルチーズ、ヨーグルト
水産物等	ホタルイカのしょうゆ漬け、ホタルイカの塩辛、シロエビの昆布じめ、ブリ大根、煮干魚類、魚介類干物（一夜干し、みりん干し含む）、かき揚げ類

※対象品目に含まれないものは、個別にご相談ください（次回以降対象とすることを検討）

3 Eマーク認証の要件 ※品目ごとの認証基準をご確認ください。

主な原材料が富山県産又は富山県内の伝統的技術・技法で製造されたもの

●認証にあたっては、以下のとおり書類審査、申請商品の品質検査、現地調査を行います。

(1) 書類審査

【提出書類】

- ①地域特産品認証申請書（様式第1号）
 - ②製造所の平面図
 - ③製造方法及び過程を表したフローチャート図
 - ④主要原材料の出荷元が確認できるもの
(別添の「出荷証明書(別紙3の1)」「自家生産申出書(別紙3の2)」「使用原料申出書(別紙3の3)」のいずれか)
 - ⑤申請に係る食品の製造又は販売について、法令等の規定により許可等を要する場合は、その許可を受けたことを証明する書類の写し
(例:「営業許可指令書」の写し、許可制でないものは食品衛生責任者を証するものの写し等)
 - ⑥一括表示を添付した商品パッケージ（実物）
 - ⑦パン類のうちジャム類使用の場合は、「パン類におけるジャムの使用原料申出書」
- * 様式は、県ホームページ（[富山 Eマーク](#)で検索）からダウンロードできます。

【送付先】〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号（富山興銀ビル11階）

富山県市場戦略推進課消費・販路拡大係 今湊あて

【メール】 ashijyousenryaku@pref.toyama.lg.jp

【提出期限】 令和6年1月19日（金）必着

(2) 品質検査

【提出物】 申請する商品の実物（1商品につき2点）※ジャムについては、200gを提出

【送付先】 〒939-8153 富山市吉岡 360 （TEL 076-429-5400）

富山県食品研究所 寺島副主幹研究員あて

【提出期限】 令和6年1月19日（金）必着

※豆腐等、変質の早い商品は、月・火・水曜日着

(3) 現地調査

原材料の管理、製造工程等について担当者が調査に伺います。日程は後日連絡します。

※既に他食品で認証を受けている事業者は、現地調査は省略します。

富山県農林水産部市場戦略推進課
消費・販路拡大係 今湊
TEL 076-444-3271 FAX 076-444-4407